

基本目標 2

男女の人権尊重

主要施策 1. 人権に関する意識啓発

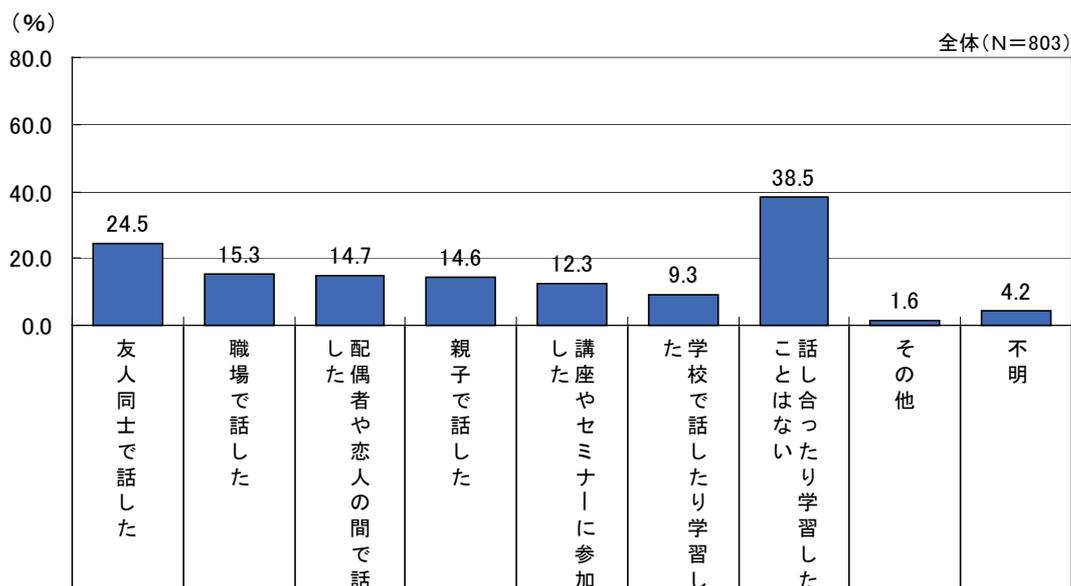
■現状と課題

個人の人権尊重は、法のもとで保障されており、私たちが社会生活を営む上で最も重視されるべきことです。これまで、男女共同参画の視点から指摘されてきた人権に関する問題は、就職や労働条件をはじめ様々な分野での男女間の格差、性の商品化などが主なものでしたが、現在では、※DV、いじめによる自殺、児童・高齢者に対する虐待など、男女という枠に留らず、それぞれの生命に関わる問題として大きく注目されています。

本市では、このような状況のもと、改めて生命の尊さ・大切さを認識し、あらゆる形態での人権を侵害する行為、考え方を社会から排除していくために、市民が人権について考える機会を提供し、人権尊重の意識を高めるための教育・啓発事業を展開することに加え、現在深刻な問題となっている、いじめ、虐待の防止に向けた取り組みについても推進していきます。

※DV…ドメスティックバイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）

●男女平等や男女共同参画についての会話、学習の経験（全体）



資料：平成17年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

施策の方向性

(1) 広報・セミナー等による啓発

具体的施策	取り組み内容	実施区分	担当課
宇城市職員等人権同和問題研修会の開催	宇城市職員等(非常勤・臨時を含む)を対象に、人権同和問題研修会を開催し、部落差別・男女差別などあらゆる差別解消に向けて行政職員としての意識高揚を図る。 年1回の全職員研修以外に、各種の人権同和問題研修会にも職員の参加を要請する。	継続	本庁総務課 人権啓発課 生涯学習課
宇城市豊野町コミュニティセンターの活用	あらゆる差別解消の拠点として、人権・同和問題の調査・研究や人権啓発を行い、各種の住民相談や市民の自主的な活動を支援する。 また、各種教室を開催する中で、人権に関する講話等を行い、人権意識の高揚に努める。 ○小・中・高校生を対象に「解放学習会」「ふれ愛学習会」「教科学習会」を行う。 ○ホームページの作成や各種講座の充実を図り、コミュニティセンター利用を促進する。	継続	人権啓発課 生涯学習課
人権擁護委員による相談事業	女性問題・DVをはじめとする人権問題についての相談を、旧5町単位で人権擁護委員により実施する。	継続	人権啓発課
宇城市内企業人権同和問題研修会の開催	宇城市企業クラブ等に対し、人権同和問題・男女共同参画について社員研修を実施する。	継続	人権啓発課
人権フェスタinうきし	講演会や保育園、小・中学校の発表を通して、人権尊重の必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけ、すべての市民がこの地域に生まれて良かったと思えるような地域社会を築き上げることを目的として実施。	継続	生涯学習課 人権啓発課
市民に対する啓発冊子の作成	市民への啓発として啓発冊子を作成し、各種研修会や人権フェスタ時に配布する。 また、人権・保健・環境との合同のカレンダーを作成し、啓発文章を掲載し、広く市民への啓発に努める。	継続	生涯学習課
各種団体への啓発	高齢者学級・女性学級・婦人学級・家庭教育学級などの各種団体への講話や、ビデオを通しての啓発に努める。	継続	生涯学習課

(2) いじめ・虐待の防止

具体的施策	取り組み内容	実施区分	担当課
「いじめ」対策	<p>人権教育等、心の教育を中心に実施し、物事のルールや規範意識の醸成を行う。</p> <p>心の相談員、駆け込み電話、学校警察連絡協議会等を通じ、心のケアを行い、心身ともに調和の取れた青少年の健全育成を目指す。</p> <p>○宇城市子どもあんしんコール新設</p>	継続	生涯学習課
虐待防止のための関係機関の連携強化	<p>県の機関、宇城地域ネットワークとの連携により、児童虐待の早期発見・早期対応を図る。宇城市にも虐待防止地域協議会を設置しており、旧町単位でも連絡会を配置している。</p> <p>虐待が児童のみならず高齢者や障害者などあらゆる層に拡大しており、これを網羅した機関として充実していく。</p>	継続	福祉課
	<p>対象児童の状況把握や、情報交換を行うための協議会の設置を検討する。</p>	新規 (平成19年度)	学校教育課

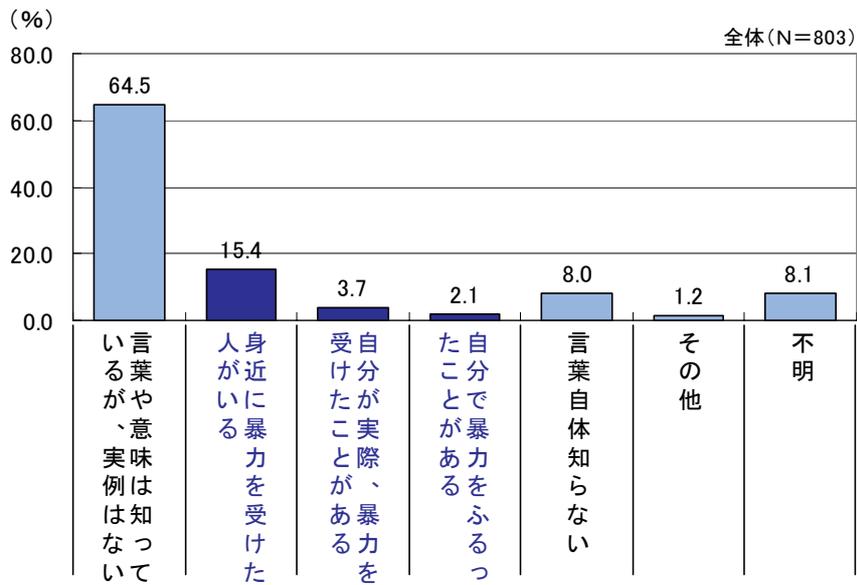


主要施策2. あらゆる形態の暴力の根絶

■現状と課題

近年、男女共同参画の視点から人権の侵害として注目される形態の中で、ドメスティック・バイオレンス（DV＝配偶者やパートナーからの暴力）が問題となっており、ここでは特に女性が被害者となるケースが多く見られます。この問題は被害者の命に関わることもあり、あらゆる暴力の防止と被害者への保護という視点から、本市では県や警察、各種の相談機関などと連携して、この問題の発生防止と被害者の救済に関する体制を整え、また、広く市民に対し、この問題が人権に関わる大きな問題であることを啓発していきます。

●「ドメスティック・バイオレンス」の認知状況（全体）



資料：平成17年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

施策の方向性

(1) DVの防止と被害者の救済

具体的施策	取り組み内容	実施区分	担当課
DV等に関する調査の実施	DV等に関わる事項についてアンケートを実施し、市民の意識や実態を把握する。 ○関係課と連携し、アンケート調査等を実施する。	新規 (平成21年度)	福祉課
DV防止と被害者の救済のための関係機関連携強化	県の機関や、宇城虐待防止地域協議会との連携により、DVの早期発見・早期対応を行う。 ○福祉事務所が相談窓口となり、県、女性センター、警察等の関係機関と連携を図る。	継続	福祉課
DV相談体制の充実	DV相談に対して適切な対応ができるよう、研修会等への参加により、各種相談員の資質の向上を図る。 ○相談に対し、民生委員・嘱託員等を中心に関係機関と連携し、早急な対応ができる体制を確立する。	継続	福祉課

(2) DVに関する広報

具体的施策	取り組み内容	実施目標	担当課
DV等に関する周知啓発	広報紙への掲載や講演会・講座の開催を通して、DV等が人権侵害であることを広く市民に周知する。 ○広報紙への掲載・講演会・講座の開催 ○相談窓口(福祉事務所)の周知	継続	福祉課 人権啓発課

主要施策3. 生涯を通じた男女の健康支援

■現状と課題

宇城市では、保健予防に重点を置き、各世代の健康づくりを進めるため、世代ごとの指針「健康宇城市21」を策定しました。この指針に基づき、全ての市民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を目指し、女性も男性も一人ひとりが『自分の健康は自分でつくる』ことを理念に疾病予防に重点を置いた施策を展開し、生涯にわたる健康づくり活動を進めています。

また近年、女性の人権の一つとして、※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）という考え方が提唱されるようになってきました。これは、性や生殖に関することについて、単に健康か病気かということだけではなく、自らの身体について正しい選択ができるよう知識や情報、サービスを得ることが重要であるとされています。女性は、出産をはじめとして男性とは異なる健康上の問題に直面することがありますが、これに対し、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など、生涯を通じて、その時々健康状態に対応していくことが必要です。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ…1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。



施策の方向性

(1) 各種健康づくりの促進

具体的施策	取り組み内容	実施区分	担当課
住民健診事業	生活習慣病健診・ガン検診等各種健診を充実し、検診結果に対応した健康指導(ヘルスアセス)を行う。 ○生活習慣病の予防・早期発見のため、生活習慣病健診及びガン検診の受診を促進する。 ○健診結果に基づく健康指導(個々の生活状況に合った経年指導)	継続	健康づくり推進課
健康教育と健康相談	各支所・保健センターで、定期・随時の健康相談を行う。 ○定期的相談窓口について、市民への周知をする。	継続	健康づくり推進課
性に関する相談体制の充実	保健師の研修会への参加による資質向上を図り、適切な対応ができるようにする。	継続	健康づくり推進課
食生活の改善による健康の支援	住民一人ひとりが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、健全な食生活を確立・実践できるよう、食生活改善推進員協議会による料理講座等により、市民への食生活改善の普及啓発を図る。 ○開催日時等をニーズに合わせ、幅広い年齢層を対象に企画する。 ○募集定員を下回らないよう、周知方法等を工夫する。	継続	健康づくり推進課

(2) 教育事業の推進

具体的施策	取り組み内容	実施区分	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ教育	<p>男女共同参画関係講座や健康教育を通し、男女を問わずリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発を行う。</p> <p>○母子相談や育児相談、子育て広場などで周知する。</p> <p>○女性の権利意識向上と、性と生殖への住民理解を深めるためのカリキュラムを設定する。</p>	新規 (平成19年度)	健康づくり 推進課 人権啓発課
学校教育における性教育の実施	<p>人権としての性の尊重と理解促進に向け、性教育授業を実施する。</p> <p>○教職員が性教育やエイズ教育について十分理解し、家庭・地域と連携を取りながら、実施する。</p>	継続	学校教育課

